

14.5

498

14.5-498



1200501217450

〔日加協會〕會務報告 昭和十四年度第十回

同會編

(自昭和十四年十一月一日  
至昭和十五年十月三十一日)



始





14  
4

14.5-498

皇紀二六〇〇年  
昭和十五年  
十一月十五日

昭和十四年度第十回會務報告

(自昭和十四年十一月一日  
至昭和十五年十一月三十一日)

日加協會



緒言

發行所 東京 日本

當協會は昭和五年十月創立以來本年を以て滿十箇年を閲し、其間日加兩國の親善と貿易の發展とは鋭意不斷の努力を傾け來りたり。

然るに日支事變發生以來英米の反日趨勢依然たる中に本年九月二十七日卒爾我が政府は獨伊と三國同盟を結びたるを以て、茲に英米並に英屬領地の對日壓迫は彌が上にも加重し來り、我が日加貿易も爲めに不振の止むなきに立至りしは寔に遺憾の至なり。

昭和十四年十一月一日より今十五年十月三十一日に至る本期間は、如上の事由により何等特筆すべきものも無く推移し了れり。

昭和十五年十一月十五日

日加協會

會長男爵 阪谷芳郎







加奈陀實業家一行歡迎午餐會  
 中央に立てるは會長阪谷男爵  
 (昭和十五年五月六日 於日本工務俱樂部)  
 (六、七頁参照)



### 目次

一 寫真 加奈陀實業家一行歡迎午餐會	一頁
一 第十回會務報告(自昭和十四年十一月一日至同十五年十月卅一日)	一頁
一 日加通商事情摘錄	一六頁
一 役員異動	三一頁
一 會員異動	三二頁
一 昭和十四年度(第十回)決算報告(自昭和十四年十一月一日至同十五年十月卅一日)	三三頁
一 會費收入明細表	三五頁
一 昭和十五年度(第十一回)豫算案(自昭和十五年十一月一日至同十六年十月卅一日)	三六頁
一 役員並會員名簿	三七頁
一 會則	四二頁

以上



# 日加協會第十回會務報告

(自昭和十四年十一月一日  
至昭和十五年十月三十一日)



昭和十四年十一月六日 書記魚住清適病氣退職。  
 十一月十六日 新書記倉田良彦雇入。  
 十一月二十日 東京海上火災保險株式會社社長鈴木祥枝氏故各務録吉氏後任として評議員に就任。  
 十一月二十五日 評議員外務省通商局長松島鹿夫氏瑞典駐劄特命全權公使に任ぜらる。  
 十一月二十九日 正午日本工業俱樂部に於て第九回定期總會を催す、出席者左の通、會長阪谷男爵缺席の爲め石田副會長司會の下に昭和十三年度會務報告、決算報告並に十四年度豫算案を何れも原案通り可決決定午後二時散會せり。

(順序不同)

副會長	三井物産株式會社常務取締役	石田禮	助氏
同	三菱商事株式會社常務取締役	田中完	三氏
財務理事	田村亨氏代理	川島龜	次氏
同	千住製絨所囑託	井島重	保氏
評議員	前特命全權大使	徳川家	正氏
同	加奈陀公使館書記官	Mr. E. D. Mc Groer	
同	淺野物産株式會社常務取締役	二宮	新氏
同	新聞記者	Mr. P. Whiteing	
同	加奈陀公使館	吉村隆	治氏



客員

阪谷會長秘書

小畑

二

久五郎氏

以上十名

昭和十四年十二月五日 財務理事田村亨氏今回臨時陸軍東京經理部大阪派出所へ應召出仕の趣通知に接し賀狀を發す。

同 十一月二日 元駐日加奈陀公使ハーバート、マラー卿去る一月三十一日同國モントリオール市に於て病死の趣により井島理事當協會代表在京同國公使館弔問。

同 二月八日 外務省通商局長山本熊一氏に評議員を委囑す。

同 日 新任加奈陀副商務官M、T、スチュワート氏着任挨拶に來會せらる。

同 二月十三日 大日本航空株式會社より當協會の事情聞合せの爲め社員來訪。

同 日 加奈陀總督ツキーゾミア卿本月十一日同國首都オタワ市に於て逝去の趣に付井島理事當協會代表在京同國公使館弔問。

同 二月十九日 右に關し當協會は更に會長阪谷男爵の名を以て在京同國公使館を通じ首相マツケンジ、キング氏宛に左の弔電を發したり、但し之は同公使館の好意により無料送信となれり。

Prime Minister

Mackenzie King Ottawa

Japan Canada Society expresses deep regret Death of Lord Tweedsmuir President Baron Sakatani

同 二月二十二日 前記マラー卿及ツキーゾミア男の訃報並に之に關する當協會弔慰の次第全會員に通報す。

同 二月二十九日 去る十九日發當協會よりの弔電に對し故加奈陀總督未亡人より謝意傳達方在京加奈陀代理公使マツグリア氏宛入電の趣同氏より通知來る。

同 三月十六日 前大阪商船株式會社東京支店長中川幹太氏評議員辭任に付現支店長香春敏夫氏に其後任を委囑す。

同 四月五日 英國政府は三日伯爵アスロイン氏を新加奈陀總督に任命せり。(同盟通信)

同 五月二日 貿易組合中央會の招聘により加奈陀實業家ハケット、ハミルトン、バラデイー等三氏各家族共一行八名横濱入港郵船平安丸にて來朝、三氏略歴及内地旅程(招聘者編)左の如し。

J、T、ハケット氏——英國系辯護士、五十六歳、元代議士、前司法參與官、大銀行會社顧問、夫人同伴  
M、D、ハミルトン氏——トロント出身、六十一歳、加奈陀商業銀行太平洋岸總取締、十年前加奈陀商業會議所より東洋派遣の際本邦に來朝、幾多の邦人知人あり、夫人同伴

A、H、バラデイー氏——五十七歳、モントリオール商業會議所會頭、製材礦山織物等の諸會社社長又は副社長、同地佛人系有力實業家兼技術家、夫人及令嬢二名同伴

加奈陀實業家内地視察旅程 (貿易組合中央會編)

五月二日(木) 横濱——日本郵船平安丸ニテ横濱着  
三日(金) 横濱——東京 午前九時四十九分横濱發(横須賀線)

ホテル・ニウ・グランド泊







五月二十二日 (水)	大	阪—神	戸	午前十時四分	大阪發	六
二十三日 (木)	神	戸—京	戸	午前十時三十五分	三ノ宮着	オリエンタル・ホテル泊
二十四日 (金)	神	都	都	午前九時四十八分	三ノ宮發	同
二十五日 (土)	京	都	都	午前十時五十七分	京都着	ミヤコ・ホテル泊
二十六日 (日)	京	都	都	午前九時三十七分	京都發(鴨號)	同
二十七日 (月)	京	都	都	午後五時二十分	東京着	同
二十八日 (火)	京	都—東	京	午後五時二十分	東京着	帝國ホテル泊
二十九日 (水)	東	京	京	午前十一時二十二分	東京發(横須賀線)	同
三十日 (木)	東	京	京	午前十一時五十一分	横濱着	同
三十一日 (金)	東	京	京	午後十一時五十一分	横濱着	同
六月一日 (土)	東	京	京	午後十一時五十一分	横濱着	同
六月二日 (日)	東	京	京	午後十一時五十一分	横濱着	同
六月三日 (月)	東	京—横	濱	午後十一時五十一分	横濱着	同

昭和十五年五月三日 前記加奈陀實業家一行入京、貿易組合中央會の主催により丸の内東京會館に於て一行歓迎晚餐會開催、井島理事出席。

五月六日 當協會主催により日本工業俱樂部に於て右加奈陀實業家一行歓迎午餐會開催、出席者並

に阪谷會長の挨拶左の如し。

主 賓	Mr. and Mrs. John T. Hackett, K. C.	東	三
同 賓	Mr. and Mrs. Mayne D. Hamilton	東	三
同 賓	Mr. and Mrs. Alfred H. Paradis & two Misses Paradis	東	三
會 長	貴族院議員	阪	谷
理事	陸軍製絨廠囑託	井	島
同 員	日本柑橘北米輸出共販協會常務理事	(以下A、B、C順)	
同 員	加奈陀公使館	東	良
副 會 長	同	東	三
同 員	慶應義塾大學講師	Mr. H. F. Fenner	
同 員	三井物産會社常務取締役石田禮助氏代理	Mr. G. V. H. Grant	
同 員	淺野物産會社常務取締役二宮新氏代理	伊 藤 興 三 郎 氏	
同 員	加奈陀公使館代理公使	木 村 見 三 郎 氏	
同 員	大倉商事株式會社社長	Mr. and Mrs. E. D. Mc Greer	
同 員	外務省亞米利加局第一課長藤村信雄氏代理	皆 川 多 三 郎 氏	
同 員	田村商會取締役	根 道 廣 吉 氏	
同 員	阪谷會長秘書	則 武 貞 吾 氏	
來 賓	橫濱正金銀行頭取	小 畑 久 五 郎 氏	
來 賓	貿易組合中央會囑託法博	大 久 保 利 賢 氏	
來 賓	貿易組合中央會	三 枝 茂 智 氏	
來 賓	加奈陀公使館	坂 本 太 代 子 氏	
來 賓	前特命全權大使	Mr. M. T. Stewart	
評 議 員		德 川 家 正 氏	



來賓  
評議員  
同員  
會

大東紡織株式會社社長  
外務省通商局長  
日本製粉會社專務取締役中村藤一氏代理  
加奈陀公使館

八  
鶴見左吉雄氏  
山本熊一氏  
橫田新造氏  
吉村隆治氏  
以上三十二名

#### 阪谷會長挨拶

Distinguished Oversea Guests, Friends, and Fellow-members of the Japan-Canada Society :

We were greatly delighted, when we learned that a party of prominent industrialists of Canada composed of Mr. Hackett, Mr. Hamilton, Mr. Paradis, and ladies was coming to Japan to make an inspection tour of our industrial and cultural conditions, in response to the invitation of the Japan Foreign Trade Federation, and have been anxious to have an opportunity of tendering our courtesies through personal contacts. Therefore we feel highly honored by the presence of our distinguished guests here this afternoon.

The Japan-Canada Society was organized ten years ago and has ever since been endeavoring to promote better understandings and trade relations between the two countries.

As we are painfully aware, the second European war is playing a dreadful havoc over Europe, and in the Orient, the China incident has been going on for the last few years. As regards the China incident, we hope that the birth of the China Central Regime on the 30th of March will solve the problem and that peace and order will soon be restored in East Asia.

Five years ago, namely in the year 1935 there took place an unpleasant discussion on the trade question between Canada and Japan, but fortunately it was happily settled, thus the normal trade relationship being restored through better understandings. In the year 1934 which preceded the year of dispute, Japan's export to Canada amounted to the value of ¥8,666,000, while Japan's import from Canada amounted to the value of ¥54,093,000. In the year the complication took place, Japan's export to Canada amounted to ¥7,978,000, and Japan's import from Canada amounted to ¥52,531,000, showing a little decrease of both the import and the export. But after 1935, the trade balance for the two countries showed a favorable turn. The figures for the trade between them in 1937 are as follows: Japan's export to Canada was ¥20,035,000 and Japan's import from Canada was ¥104,691,000, taking a sudden jump for an increase. The July trade



of the same year somewhat decreased, owing to the sudden outbreak of the China incident. However, there is not a shadow of doubt that the trade between our two countries will rapidly increase as soon as the China incident ceases. What Japan desires for the future is that the ratio of the trade balance between the two countries will equalize, by breaking the lameness which has hitherto existed.

May I be allowed to take this opportunity to explain to our honorable guests the real aim of Japan in the China incident? A certain country in the West is persistently blaming the action of Japan in China as an act of aggression or invasion for domination. The public opinion there seems to be getting worse and worse, which fact is indeed a source of great regret for us Japanese. The China incident is understood throughout the length and breadth of Japan as a "holy war", because Japan's aim from the beginning has been to save the people of China from the menace of Communism and her internal strife on the one hand, and to bring to them independence, freedom, and happiness on the other. The despicable and barbarous idea of exploitation has not entered into the minds of the Japanese. Not a cent of indemnity nor an inch of territory is to be demanded from China. Japan is determined to sacrifice hundreds of thousands of the lives

of her citizens and many billion yen. Just here a question may be raised to the effect: What is then Japan seeking from China? Answer is that Japan seeks nothing except the establishment of peace in Asia, especially the restoration of friendly relationship between the two countries, mutual trade prosperity and common defence against the Soviet encroachment on East Asia.

The country of Russia was originally bounded by the Ural Mountains, but during the last few hundred years she has been extending her boundary lines towards Asia. She has reached the north-eastern coast of Japan Sea, and to the territories of Mongolia and Manchukuo, threatening to dominate the vast territory of China. Furthermore, Soviet Russia, after the first World War, not only pushed her aggression toward China, but strained her nerve to bolshevize entire China, taking advantage of the defenceless state of the latter, due to internal strifes. Japan, having seen the ominous situation in China, repeatedly advised her to be on guard, but blinded by political corruptions and lacking strong leaders, she failed to rightly appraise the true motive of Japan and resorted to the policy of anti-Japan and down-with-Japan, thus undermining the good relationship between the two countries and jeopardizing safety of the East Asia.



Some of Japanese leaders foresaw the situation as precarious and grievous and were apprehensive of a woeful day, when a great conflict might take place as a measure of huge surgical operation to remove poisons, and restore good health of the neighborly feelings between the two countries.

In viewing the China incident in this light, we can see that it is a sudden eruption of what has been brewing for a long time. But the people of Japan and farsighted men of China are quite confident that the conclusion of the incident will usher in the bright day of peace prosperity and many encouraging results.

The China incident, the Great World War, and the present European conflict may all be included in the category of war, but the object, intention, and even the results of the fighting between Japan and China are quite different from the other two wars in that the China incident is nothing but an internal struggle for a revolution to bring about a new order in Asia, taking Japan and China as the parts of Asia.

Tempted by a desire to make the meaning of the situation in the Far East clearer to our distinguished guests, I may have trespassed upon the sense of propriety, taking so much of time. For this I must beg the pardon of our guests.

Breezy and pleasant weather is now with us and we wish our distinguished guests to continue the inspection tour and sightseeing without encountering the slightest interruption and discomfort.

May we now rise and drink to the health of our distinguished visitors from the other side of the Great Pacific ?

右に對しバラデイー氏より一行を代表臨機の答辭あり、午後二時半散會せり。

昭和十五年 五月三十一日 貿易組合中央會主催により芝紅葉館に於て加奈陀實業家一行の送別晚餐會開催、井島理事事故缺席。

同 六月三日 午前前記一行東京驛發歸國。

同 六月七日 日濠協會名譽會長公爵徳川家達閣下去る五日薨去に付花環一基贈呈。

同 六月十一日 故徳川家達公葬儀上野寛永寺に於て舉行、井島理事當協會代表會葬。

同 六月十二日 加奈陀國防相ノルマン、ロジャース氏航空事故により急逝の趣に付在京同國公使館に電話弔問す。

同 六月十八日 丸ノ内丸ビル内日本漁網船具株式會社社員來訪、加奈陀公使館に紹介す。

同 六月二十日 海外邦人小學生作品展覽會主事鈴木七郎氏來訪。

同 七月三十日 本月二十八日逝去會員三菱商事株式會社常務取締役寺田庸次郎氏葬儀青山齋場にて舉行、井島理事會葬。



昭和十五年 八月 二 日

加奈陀首相マツケンジー・キング氏は去月三十一日下院に於て議員の質問に答へ、加奈陀政府は目下軍需資材の日本到達阻止に各種の途を講じ居れるが、并は日本の用途が英本國に不利を齎らすが爲めなり、尤も米國が其軍需資材の對日輸出を許し居る限り、加奈陀鐵産物の日本到達は常に可能なりと述べ注目を惹きたり。(オタワ七月三十一日同盟)

一四

同

八月二十日 米大統領ルーズヴェルト、加奈陀首相マツケンジー・キング兩國首腦は、兩國共同國防方策協議の爲め十七日夜米加國境オグデンスブルグ市附近村落驛の列車内に於て、又翌十八日重ねて同市の列車内に於て會談を遂げ、英本國が最悪事態に陥りたる場合をも豫想して、米加兩國が渾然一體西半球防衛の爲め萬全の對策を講ぜしものゝ如く、其結果兩國に常設共同防衛委員會を設くることとし兩者署名の次の如き聲明書を發表したり。(十八日紐育並にオグデンスブルグ發同盟)

キング加首相とルーズベルト米大統領とは、十七日米加兩國の安全防衛諸問題に就き協議を遂げ、兩國は茲に常設共同防衛委員會設立に決意した、同委員會は直に人員資材其他一切の陸海空防衛諸問題に就き検討を始むる筈で、北米大陸に於ける廣義防衛を考究するであらう、委員會は双方よりの四乃至五人の委員で構成の筈であるがその多くは軍部關係者が選任のこととならう。

同

八月二十九日 評議員商工省貿易局第一部長堀義臣氏本月二十四日同局長振興部長に轉任により同局長官小島新一氏に其後任を委囑す。

同

九月三日 評議員外務省通商局長山本熊一氏本月二日同省東亞局長に轉任により新通商局長水野伊太郎氏に其後任を委囑す。

同

九月十七日 評議員外務省歐亞局長西春彦氏本月十二日特命全權公使に新任蘇聯邦へ出張仰付けられしにより當協會役員を解囑す。

同

九月二十五日 本月十二日外務省亞米利加局長より加奈陀駐劄特命全權公使に任ぜられたる吉澤清次郎氏の爲め送別午餐會を假ヶ關華族會館に開催、出席者左の如し。

出席者	貴族院議員	男爵	阪谷	芳郎
會長	三井物産株式會社常務取締役	石田	禮	助氏
副會長	三菱商事株式會社社長	田中	完	三氏
財務理事	田村商會主田村亨氏代理	納所	重	昇氏
理事	陸軍製絨廠	井島	重	保氏
評議員	國際汽船株式會社社長	黒川	新次	郎氏
同	日本郵船株式會社社長	大谷	登	正氏
同	前特命全權大使	德川	家	正氏
同	元東京米穀商品取引所監査役	渡邊	鏡	藏氏
同	山下汽船株式會社社長山下龜三郎氏代理	渡井	敏	治氏
同	貴族院議員(新西蘭協會社長)	出淵	勝	次氏

(以上十一名)

席上阪谷會長より國際關係微妙の折柄折角健闘を祈る旨の希望あり、吉澤氏よりも現下の國際事情縷述謝意を表せられ午後二時半散會せり。

同

九月二十六日 前記吉澤公使横濱出帆郵船日枝丸にて赴任せらる。



昭和十五年十月四日 評議員外務省亞米利加局第一課長藤村信雄氏本月二日總領事に新任海口在勤發令により當協會役員を解囑す。

同 十月七日 新任外務省歐亞局長阪本瑞男氏に評議員を委囑す。

同 十月九日 オタワ情報によれば加奈陀政府は八日日本向け銅の輸出を禁止せり、但し其發表には今後加奈陀の銅は英帝國の必要と對米軍需品註文とのみ之を使用すとありて我國名には言及なきも我國が其目標たるは疑の餘地なき所なり。(八日紐育發同盟)

同 十月二十二日 加奈陀總督アスロン卿はルーズベルト米大統領と在ハイドパーク同大統領自邸に於て二十日終日會談を遂げ翌朝歸國の豫定なるも其内容は一切發表されずといふ。(二十日紐育發同盟)

同 十月三十日 新任亞米利加局第一課長吉田寛氏に評議員を委囑す。

### 日加通商事情摘錄

昭和十四年度(自昭和十四年十一月一日)に於ける加奈陀政府通商關係發令其他時局主要事項を參考の爲め外務省通商局日報より抜萃す。

昭和十四年十一月十三日

加奈陀穀類收穫第一回見積 (一九三九年)

(九月一日附 在加奈陀、大森臨時代理公使報告)

最近當國商務省統計局發表一九三九年加奈陀穀類收穫第一回見積に據れば小麥の總收穫高は四億四千九百五萬八千ブツセルにして一九二八年以來の最高收穫年たる一九三二年收穫高を凌駕し一九三八年に比すれば九千九百四萬八千ブツセルを増加した其の

中 Spring Wheat 四億二千六百六十四萬ブツセル Winter Wheat 二千二百四十一萬八千ブツセルである而して右 Spring Wheat 總產高の中四億二千二百萬ブツセル(即ち九割九分)はプレーリー平原州の產出する所である 平原州各州別 Spring Wheat 產高左の通り。

サスカチワン州	二一八、〇〇〇、〇〇〇
アルバータ州	一四五、〇〇〇、〇〇〇
マニトバ州	五九、〇〇〇、〇〇〇

右の如く本年小麥產出高増加したのは六月降雨量殊の外良好なりしに基因するものなるが七月及八月月上旬に於て暑氣甚しく且つ雨量乏しかりしと、マニトバ州の收穫期湿度多かつた事、アルバータ州中西部地方霜害等の爲め地方に依つては小麥の品質不良なるを免れなかつた。

次に Oats 產出高見積三億七千三百三十三萬二千ブツセル(一九三八年に比し百七十五萬ブツセル増加 Barley 九千九百二十萬九千ブツセル(一九三八年に比し三百三十三萬ブツセル減)にして兩者共小麥に比し產高比較的少なかつたのは七月の暑熱と干魃の爲めマニトバ及アルバータ兩州の產出高減少したのに基因する、又 Rye 見積高は Fall Rye 一千三百二十一萬一千ブツセル、Spring Rye 三百三十三萬八千ブツセルにして一九三八年に比し約五割を増收し Flaxseed は二百二十九萬四千ブツセルにして前年に比し六割五分を増加した。Hay 及 Clover は サスカチワン、アルバータ及ブリチッシュ、コロンビヤの外は一様に稍々減少し一千三百七萬八千噸(一九三八年に比し七十二萬噸減)となつた。

其他 Buckwheat は一九三八年に比し稍々不良なりしが馬鈴薯は東部加奈陀及ブリチッシュ、コロンビヤ州方面成績良好なりしもプレーリー各州稍々不良であつた。

一九三九年加奈陀穀類產出高第一回見積及一英加當り平均收穫高を表示すれば左の通り。

品名	一九三九年	一英加當り
Fall Wheat	產出高見積	平均收穫高
ブツセル	二二、四一八、〇〇〇	ブツセル
Spring Wheat	四二六、六四〇、〇〇〇	三〇・五
All Wheat	四四九、〇五八、〇〇〇	一六・四
		一六・八



Oats	三七三、一三二、〇〇〇	二九・三
Barley	九九、二〇九、〇〇〇	二二・八
Fall Rye	一三、二一一、〇〇〇	一四・八
Spring Rye	三、三三八、〇〇〇	一五・八
All Rye	一六、五四九、〇〇〇	一五・〇
Flaxseed	二、二九四、〇〇〇	七・五

昭和十四年十一月二十五日

加奈陀爲替管理局の本邦向木材輸出代金米貨支拂方針決定

(通商局)

加奈陀爲替管理局に於ては十一月六日附書信を以て暹香坡木材輸出業者に對し本邦向輸出は總て米貨拂ひにて受理することを要する旨の通牒を發したる趣の處右に關し在加奈陀富井公使より加奈陀當局へ照會せる結果に依れば右代金の加貨支拂を認むるに於ては外國支拂人が所要の加貨を低廉なる闇市場に於て之を調達するは加奈陀の外貨獲得上に支障を生ぜしむる惧なしとせざるを以て右輸出代金は米貨拂とすることを要す但し英帝國以外への輸出代金にして兌換自由なる國家は除外すとの方針を決定し之を當該輸出商に通達せるものなりと謂ふ。

昭和十四年十一月三十日

加奈陀の敵國生産品の輸入禁止

(通商局)

加奈陀に到着し若くは到着せる敵國産の貨物は別段の訓令なき限り左の如く處分せらるべし。  
 一、一九三九年九月二日以前に加奈陀に輸送中の敵國領土(現在に於て獨逸及其勢力圏内の領土)より直接若くは間接に輸入せられたる貨物は  
 (一)其支拂が一九三九年九月二日以前に爲されたるか

(二)又は關係徵稅官の満足する證明あらば引渡すことを得即右荷受人が該貨物支拂の爲資金を當該保稅官の爲に特許銀行に預金せるか若くは預金の手續を完了せることを證明せる右銀行の證明書を右徵稅官に交付せるか若くは當該保稅官より引渡を許可せるか兩者の内の一に依ること。  
 二、英國及聯合國若くは中立國に於ける商社より加奈陀向輸出せられ是等諸國に於て加工せられ若くは加工せられざる敵國産貨物は一九三九年九月二日以前に中間國に在りたることの證明あらば引渡さるべし。  
 三、一九三九年九月二日以降敵國領土より發送せられたる敵國産貨物に保稅官若くは其の代理者に依り引渡さるるにあらざれば加奈陀に搬入することを許可せざるべし、而して正當通關手續を経ざるものは此種敵國産貨物は抑留せられ直に保稅官に通知せらるべし、敵國産の原料にて加工せられ若くは製造せられたる貨物にして生産價格の半分以上が英國及同盟國若くは中立國の一箇若くは其れ以上の工業に依り爲されたるときは敵國産貨物と認むることなし、而して敵國産の原料を包含する總ての貨物のインヴォイスには此種原料を使用せし生産價格の比率を明示するを要す。  
 四、英國及同盟國若くは中立國の生産品若くは製造品なる如く記載せられたる貨物にして敵國産品なること發覺せる場合は該貨物は押收せられフォーミュラに依り當該官廳に通告せらるべし。

昭和十四年十二月六日

加奈陀輸入品の原産國標記を要する追加品に對する實施延期

(十二月二日着 在加奈陀、富井公使電報)

十一月廿八日附國稅省「メモラムダム」で加奈陀政府は曩に原産國標記を要する同國輸入品中に新規追加せられたる本件商品(通商局日報第一九五號及第二〇三號參照)で來る一月一日より右表記を要するもの、内ナイフ、鉄、木綿及人絹製品(タオル、ベッドスプレッド、バスマット、シート、枕掛、テーブル掛其他)等に對する表記は之れを來年七月一日より實施することに更に延期する旨公表した。

昭和十五年一月二十九日

加奈陀政府重要産物の輸出許可品目追加發表



(一月二十七日着 在加奈陀、富井公使電報)  
曩に加奈陀政府の重要鐵産物の輸出許可制實施に關しては既報(通商局日報昨年第二二一號參照)の通りであるが、今般同國政府は二十三日附總督令を以て左記物品を更に追加し、二月五日より實施することとした。

Artificial abrasives, pig iron, steel ingots, iron or steel rails, pipes and tubes, mica, platinum, selenium, tellurium, pyrites, molybdenum, tungsten, spiegelstein allicomanganese.

昭和十五年一月二十九日

加奈陀政府敵國並其の占領地隣接諸外國に對し輸出許可制實施

(一月二十八日着 在加奈陀、富井公使電報)

加奈陀政府は最近蘇聯邦買付に係る當國産小麦百二十萬「ブッセル」の輸出阻止に關聯し、二十三日總督令を以て、國稅大臣の許可を得た場合の外敵國領土又は其の占領地に隣接せる諸外國に對し如何なる物資と雖も輸出することを得ない旨を規定し、即日之を實施した。

右に關し加奈陀政府は二十四日附國稅省メモランダムを以て同總督令の適用を受ける敵國並に其占領地に隣接せる諸外國とは白耳義、丁抹、洪牙利、伊太利、和蘭、瑞西、蘇聯邦、リヒテンシュタイン、リスアニア、ルクセンブルグ、ルーマニア、ユーゴスラビヤの計十二箇國である旨を公表した。

昭和十五年一月二十九日

日米通商問題及淺間丸問題に關する加奈陀新聞論調

(一月二十九日着 在晚香坡、仲内領事電報)

プロヴェインス

二十六日附のプロヴェインス紙は「日本と米國」と題し、日本は在米大使の任命、支那に於ける讓歩、或る程度の懸案解決、政變に依る親米政府の成立等に依つて熱心に米國政府を慰撫するに努めたが、それ等は何れも効果がなかつた。米國々民は日本の對

支侵略に反對して居るからで、昨年の日米條約廢棄は其の意思表示であるが、米國は更に對日軍需品の輸出禁止の舉に出でやうと云はれ日本を困惑させて居る。蓋し日米間の商業戦では日本の力は到底米國に及ばないからである。

ニユースヘラルド

二十六日附の同紙は「日本の激忿」と題し、ベリーの訪日以来日本は百年足らずで素晴らしい發展を遂げた新進の國民で、其の結果國民感情及經濟生活に激變を見た次第であるから日本の對外關係は此の急激な變遷に基く國民感情を考慮に入れて判斷しなければならぬ、そればかりでなく由來東洋人は面子を重ずるから英國軍艦の今度の行動は日本の面子を辱めたものと云ふべく、從て日本の民衆が激怒するのは無理からぬ所である。獨逸人は排英運動を見て喜ぶのみならず恐らく軍部に聲援を與へて居るであらう。

昭和十五年一月二十九日

日米通商條約失效と今後の日米關係に關する米紙論調

(一月二十九日着 在紐育、若杉總領事電報)

日米通商條約失效に伴ひ今後の日米關係は多大の關心を宛めて居るが、二十五、六兩日の各紙論調を綜合するに今回の條約廢棄は一般に米國の對日反省要求の手段であるとして論じて居る、其の主なるものは左の通りである。

ニユースヘラルド

昨年條約廢棄通告當時の意圖を續け、日支紛争の満足な解決が得られる迄對日經濟壓迫を繼續して置くことは結構なことである。日本は支那に於て米國商業に若干の讓歩を行つたが、米國を憤激させたものは日本の九ヶ國條約無視である。

從て日本が支那征服を續ける限り通商條約の廢棄に依り兩國通商の少くとも一部即ちガソリン、屑鐵、棉花、飛行機、鋼及銅の供給を終焉せしむべきである。

ニユースヘラルド

今回國務省の採つた態度の當否は何れにせよ、公平な米國人は何人も米國のとるべき立場は強硬な立場に外ならない事を認めるであらう。日本の九ヶ國條約蹂躪は日本と汪精衛間の和平協定により愈々明白に裏書されたものといふ可く、右協定が一度米國に於て發表されるや輿論は擧げてハル國務長官の極東政策を支持するに至つた。米國がデイレンマより脱する途は九ヶ國條約



を廢棄して日本の征服を既成事實として認めるか、或は莫大な貿易上の利益を犠牲にして九ヶ國條約を守るかの何れかであり、後者こそ唯一の榮譽ある途であると思はれる。

クリスチャン・サイエンス・モニター紙(ポストン一月二十五日)

對日貿易が米國に取つて重要なことは何人にも明白な所だが、米國が此の貿易を危險に瀕せしめても尙且日本側に其の主張を徹底せしめやうとして居る事實は米國人が貿易よりも其の主張を遂に重視することを示すものである。

時節柄日本側諸團體は米國內に於て頻りに日米貿易の重要性を宣傳して居るが、兩國貿易の數字の大なることは却て日本の行動に對する米國の關心が、眞摯であることを強調するに過ぎない。

ニューヨーク・ワールド・テレグラム紙(一月二十六日)

若し日本が従來米國が供給して來た様な軍需資材を入手出来ないことになれば其の戦時機構は破滅に瀕せずとも破損することは明かである。然し日本の需要に應ずる他國がないが、若しありとすれば其の國は果して之をなすであらうかの疑問が生ずる。此際問題となるのは英國である。平時には極東に於ける英米の利益は一致するが歐洲戦争進行中の現在では何とも云へない。大統領及ハル國務長官は日本側の反應を待つ一方、英國との問題をも考慮して居ることは疑ない所である。

昭和十五年二月六日

晚香坡市場に於ける本邦品賣行狀況

(十二月九日附 在晚香坡、仲内領事報告)

一、當地赤色團體の排日貨運動は歐洲戰物發以來殆ど影を潜め、殊に最近に於ては蘇聯の芬蘭侵略に對する輿論の攻撃も手傳ひ益々其立場に窮して居るもの如く、現に本年度本邦蜜柑輸入に際しても例年の埠頭示威行列、不買宣傳ビラ配布等の運動を行はなかつただけでなく、又クリスマス季節の本邦品及絹製品不買運動に付ても何等計畫の餘地もない模様で此種運動は大體終熄したものと認められる。

二、本邦蜜柑は十二月八日迄に三十六萬二千六百箱(本年度加奈陀向輸出豫定數量の約九割)の入荷あり、小賣値B、C州内一箱に付六十五仙、B、C州以東の各州約一弗にて賣行は前年度に比べ概ね良好である。

三、輸入商手持の本邦品は殆ど賣切れの形で従來小賣商の忌避したメイド、イン、ジャパンの標記も昨今は買手に於て問題と爲さ

ず、本邦側の出荷遅延、品切れ等支障さへ除去されるならば販路は充分にある由である。クリスマスを控へ本邦より玩具入の荷が夥かつた爲め業者中には米國製玩具の輸入に乘換へるものも生じて居る。

昭和十五年三月八日

最近六ヶ年間に於ける加奈陀B・C州主要産業生産額

(一月十一日附 在晚香坡、仲内領事報告)

B・C州主要産業(林業、鑛業、農業、漁業)の最近六ヶ年間に於ける生産額は左の通である。

一、農 業	
一九三四年	三九、八二六、一四一 <sup>弗</sup>
一九三五年	四二、四一九、九二二
一九三六年	四六、六六九、七三五
一九三七年	四九、九七二、五四二
一九三八年	四七、七八二、〇一二
一九三九年	五〇、五〇〇、〇〇〇(推定)

一九三九年度農産額は最近六ヶ年間の最高記録に達したが、右は主として農作物の品質良好で價格が騰貴したと同時に家畜類の價格も亦騰貴したのに依るものであるが、最近高級チーズ生産額の激増は注目を惹いて居る。(一九三九年約六十五萬弗)

二、漁 業

一九三四年	一五、二三四、三三五 <sup>弗</sup>
一九三五年	一五、一六九、五二九
一九三六年	一七、二三一、五三四
一九三七年	一六、一五五、四三九
一九三八年	一八、七二五、五九一



一九三九年 一八、七二五、〇〇〇(推定)  
一九三九年漁業生産額は前年度と同額であるが、鮭鱈詰に於てサカニ及コホーは前年度に比へ数量減産(但し価格は稍騰貴)した。ハリバット漁獲高は増加し鯨漁は同額、鰯漁は不良でフィッシュミール及漁油は減産である。

三、林業

一九三四年 四五、四六一、〇〇〇<sup>弗</sup>  
一九三五年 五六、九四一、〇〇〇  
一九三六年 七二、〇一〇、〇〇〇  
一九三七年 八〇、八七二、〇〇〇  
一九三八年 六七、一二一、〇〇〇  
一九三九年 七五、〇〇〇、〇〇〇(推定)  
十ヶ年平均B、C州林産額は年六千四十萬弗で、一九三九年の生産額は最近六ヶ年間に於て一九三七年に次ぐ最大の数字であるが、右活況は主として歐洲戦勃發後英本國から大量の注文が殺到したのに依る。

四、鑛業

一九三四年 四二、三〇五、二九七<sup>弗</sup>  
一九三五年 四八、八二一、二三九  
一九三六年 五四、〇八一、九六七  
一九三七年 七四、四七五、九〇二  
一九三八年 六四、四八五、五五一  
一九三九年 六四、九三九、〇〇〇  
一九三九年鑛産額中産金額は二二、七〇〇、〇〇〇弗で新最高記録である。

五、B・C州主要産業生産額合計額

前記各項の産額合計額は左の通である。  
一九三九年 二〇九、六五九、〇〇〇<sup>弗</sup>(推定)

一九三八年	一九八、一一五、一五四
一九三七年	二二一、五二七、八八三
一九三六年	一八九、九九三、二三六
一九三五年	一六三、三五一、六九〇
一九三四年	一四二、八二六、七七三

昭和十五年四月二十三日

加奈陀B・C州バルブ工業状況

(三月五日附 在晚香坡、仲内領事報告)

三月四日B・C州政府當局の發表に依ると、州内のバルブ及製紙工業は昨年上半年は甚だ不況で、二、三の工場は休業の状態であつたが、歐洲戦勃發後

- (1) 加奈陀貨の爲替相場下落(米貨と一%の開きを生じた)
  - (2) スカンデナビアから米國向輸出品がバルチック海に於ける積荷検閲の爲着荷期が甚しく遅延すること
  - (3) 新聞用紙の値上り見越
- 等に原因し、現在は各工場共能力を以て作業中(オーシアン・フォールヌ工場二十四時間作業、パウニル・リバー工場十六時間作業、ウッド、ファイバー工場擴張の上再開、其他各地工場十六時間作業)で、未だ正確な統計はないがバルブ關係事業中約七十割を増産した部門もある趣である。

昭和十五年五月十六日

加奈陀政府外貨獲得の爲の總督令公布

(五月十六日着 在加、富井公使電報)

- 一、加奈陀政府は今般外貨獲得の爲四月三十日附總督令(Foreign Exchange Acquisition Order 1940)に依り一般加奈陀在住者(Nonresidentを除く)で、五月一日現在外貨を所有する者は同日以降三十日間に所定の價格で之を公定取扱人に賣却すべき旨を規定し、四月三十日附官報號外を以て公布し五月一日から實施した。
- 二、本令第一條(六)項中に加奈陀政府と或る外國との間に互に相手國々民に對し外國爲替取締規則の適用を免除する旨のAgreement



ment があるときは同協定の範圍内に於て當國在住相手國の國民に對し本令の適用を免除する旨を規定した。

三、本令の外國貨幣とは、加奈陀貨幣以外の銀行券、貨幣同様流通の其の他の證券、郵便爲替、送金手形、小切手、旅行者チエツキ、信用狀、銀行爲替、其の他外國貨幣で支拂はれる同種證券類及外貨預金額を含む。

四、本令に依る公定取扱人の外貨買入價格の加貨算定は英國磅及米國弗である場合は Foreign Exchange Control Board の定める率に依り英帝國內諸領の各地法定貨幣であるときは公定取扱人が當該貨幣賣却に依り實際獲得し得る英國磅の高に依り決定せられる。又前記以外の諸外國貨幣であるときは右貨幣賣却に依り公定取扱人が、實際獲得し得る米貨弗を本年五月一日の Buying Rate に依り加貨に換算した額とする。

五、本令に依り公定取扱人の購入した外貨は悉くボード所定の Buying Rate に依り同「ボード」に賣渡されるものとする。六、當國在住者であつて

(一) 本令の規定に反し外貨を處分し又は處分せしめた者

(二) 當國在住者所有外貨に關し有する情報を「ボード」の要求があるにも拘らず之を發表しないもの

(三) 正當の理由がなく本令の規定に服従しないもの

(四) 本令違反行爲を教唆した者

等は五百弗以下の罰金又は一年以内の懲役又は其の併科其の他の罰則を設け又會社の支配人及役員であつて同會社の本令規定違反行爲に同意し又は之を默認した者は有罪とする旨等を規定した。

昭和十五年六月十三日

加奈陀の肝油類輸出禁止

(四月十八日附 在加、富井公使報告)

加奈陀政府は一九四〇年四月十六日附國稅省メモランダムを以て、特に Wartime Prices and Trade Board の許可を得たる場合の外、爾今 Cod Livers, Cod Liver oil の輸出許可證を發給しないこととなつた旨公表した。

昭和十五年七月十日

加奈陀の米松丸太三月間輸出禁止

(七月十日着 在晚香坡、仲内領事電報)

加奈陀木材コントローラーは七月十日以降三月間ブリテイッシュ・コロンビア州産製材用米松丸太の輸出を禁止(英帝國內は除外)する旨を七月六日發表した。右は軍需材生産に必要な原木を確保する目的に出たものであつて、米松丸太以外の輸出は従來通の由である。

註 最近加奈陀政府は小麦、木材、石油等重要産業統制の目的を以て有力實業家を各部門のコントローラーに任命したが、木材には晚香坡の大立物エイチ・アール・マクミランを起用した。

昭和十五年七月二十七日

加奈陀のバイナップル罐詰下級品輸入禁止公表

(六月七日附 在加、富井公使報告)

加奈陀政府は六月四日附國稅省メモランダムを以て今般 The Meat and Canned Food Act 改正の結果、バイナップル罐詰下級品(上等品 Fancy 中等品 Choice 下等品 Standard の三種中 Standard を意味す)の加奈陀輸入を禁止する事となつた旨を公表した。

但し、下級品と雖も、製造原料として輸入される半ガロン以上の容器入のもの及び六月三日以前に於て買入の上、同日現に加奈陀に向け輸送中のものに對しては本令を適用しない趣である。

昭和十五年八月一日

戦時體制下の加奈陀産業に關する加奈陀産業協會會長演説

(六月十四日附 在晚香坡、仲内領事報告)

五月廿九日ウイニベツグ市に於て開催せられた加奈陀産業協會(カナディアン・マニウファクチャアリス・アツツシエーション)第六十九回總會に於て、同協會會長デー・アール・ターンプルは、戦時體制下の加奈陀産業に關して大要左の様な演説を爲した。今次の大戦に参加した加奈陀は既に一部軍隊を戦地に派遣し、引續き募兵、軍の編成、教練及び航空軍備等を進行中である。又加奈陀に於ける工業、農業、林業、鑛業及び漁業等各産業部門は軍用品、内地消耗品及び英帝國、佛蘭西並に中立國等への輸出品生産に努力中であつて、最後の勝利を期して全力を注ぎつつあり。

第一線に於ける加奈陀陸海空軍將兵は第一大戦参加の先輩に恥ぢない活躍を爲し得る者と信じてゐる。又一般加奈陀民衆は第二線に立つて兵役又は補助の勤務、赤十字運動等銃後の守りを固めて、一面自己の職務に忠實最善を盡すことによつて戦争の



遂行に當り得るものである。

加奈陀産業は第三線の役割を務め、其の内農業は戦時に於て、常に重要な地位を占めるものであつて、今回も其の資源を極度に利用せねばならぬ。

一九一四年より一九一八年に亘る大戦中、農業が如何に多大の貢献を爲したかは、一九二〇年度の加奈陀年鑑により明白に表明されて居る。

一九一四年度加奈陀耕地面積は三千三百四十二萬七千九百九十英加であつたが、一九一八年には五割三分八厘の擴大を見て五千四百四十二萬七千九百九十英加に達した。右發展の理由は農者の努力に依れるは勿論であるが、一方休暇を廢止して勞力を提供した都會の市民と一萬一千九百五十二名に上つた學生群の所謂「土と兵士」の努力献身も見逃すことは出来ない。

更に最近の農事統計を一覽するも、農業の戦時經濟に貢献する事實は明で、前年度加奈陀に於て使用された生産原料は總額十六億二千四百二十一萬三千九百九十六弗であるが、此の中生産原料は其の三割五分を占め、又一九四〇年一月八日付加奈陀商務省の發表に依れば、一九三九年度農産物總額は十一億三千三百五十四萬五千弗であつて、一九三八年度總額十億三千六百五十三萬弗に比較し、約一億弗近くの増額である。

戦争の進展と共に農業は益々生産を増加し食料品供給、獨逸のものとなつた前中立國からの供給杜絶に對する補給、其の他工業原料補給等に當らなければならぬ。

加奈陀の木材輸出は戦前より英國に向けて大量に行はれて居たが、戦争勃發後益々其の増加を見て殊に諾威、瑞典及び蘇聯等からの供給杜絶後は更に増加せねばならぬ。

鐵業は近代戦に於て最も重要な部門を占めるものであるが、加奈陀は全世界「ニッケル」産出額の九割、銅一割、亜鉛九分、鉛一割、金一割二分、銀八分、「アルミニウム」九分を生産して居る。

漁業も亦一九三八年度産額は四千萬弗に達し、糧食の供給及び漁者は英加海軍並びに商船乗組人員補充等に重要な貢献を爲してゐる。

加奈陀の交通及び運輸諸機關も、急速に戦時要求に順應してゐる。

鐵道機關は設備を改善し、其の運用の圓滑を計り、政府は或る程度の管理を實施して交通運輸の秩序を維持して居り、鐵道運輸率は一九三九年末より一九四〇年初期に亘り好成績を挙げ、鐵道經營總收入増加率は經營費増加率よりも高く従て純收益の増加を見た。

尙内河水運、自動車、旅客航空等總べて整然たるものがある。

海運は戦争の爲、相當動搖を來し、特に英加間は著しく船舶不足の窮狀にあり、此の難局打破を目的に船舶局が設置された。造船業も英本國の注文殺到によつて非常なる活況を呈し、第一次大戦當時には建造數百三隻、總噸數三十六萬七千噸であつたが、今回の加奈陀の造船能力は刮目に價するものがある。

又、軍用飛行機製造も大規模計畫下に着々進行して居り、前大戦中は僅かに三千機製造したに過ぎなかつたが、現在は同日の談ではない。

加奈陀の工業機構は大なる生産力を有し、一九三七年には六十六萬の職工が各工場に從事して居り、同年の生産總額は三十六億二千三百五十九萬九千五百弗に達した、其の設備及び技術より考へ向一層生産能率増加の餘裕がある。

前大戦當時の記録に依れば、軍需省の支配下に置かれた加奈陀従業員數は二十五萬人乃至二十七萬五千人に達した事あり、又加奈陀に委ねられた注文總額は十二億弗を算した。

今次の大戦に際し、加奈陀議會は軍需省設置を承認し、之に廣汎な權力を與へ、各方面の生産能力強化及び統一に當らしめつつある。

現在は軍の糧食、建築材料、鐵產品其の他軍必需品の産出に力を集中して居り銃砲及彈藥、機械部分品製作工場、技術、人員等は未だ小範圍に亘り活用中であるけれども、既に擴大計畫は進行して居る、加奈陀に於ける産業範圍の擴大及び生産能率向上は英海軍の海上保護、加奈陀製造業者及び貿易業者の盡力、加奈陀に於ける購買力増大等に因る處が多い。

本年度は加奈陀に於ける就業状態は他の何れの年度よりも好成績である、然し乍ら上記の如き生産増加はあるけれども、長期戦により加奈陀が利益を得るとは認められない。戦争は多數の死傷を出し、參戰國人を困窮に陥入れ、産業及び財産に無限の損害を與へるものである。而して加奈陀も同じく其の犠牲より免れ得ない。幸なることは、加奈陀が豊富な物資と人力を聯合國側に提供し得ることであるが、加奈陀人は今次戦争に何を寄與すべきかを考へるべきであつて、儲けることを考へてはならぬ。

加奈陀の銀行及金融組織は一九一四年より一九一八年の期間及び先年の不況時代好く其機能を發揮したが、今次も同じく好成績を示しつつある。金融財政は國防上最も重要な武器の一であつて、英佛は其の金融力に依り諸材料を購入し、或は輸出を助長し、又は敵國貿易の妨害に努力して居る。

加奈陀は經濟戰に有力な金融組織を有し、國民の貯蓄利用に依りインフレーションを未然に防ぎ信用制度の破壊、貯金徴發、個人企業抑制等を免かれることが出来る。

加奈陀外國爲替管理局は米國からの輸入軍用品其の他原料購入支拂を容易ならしめる爲め爲替管理を實施し、米弗基金の充實



を計りつつあるが、他面米國向輸出増進及び旅客誘致獎勵等の要あることは勿論である。

一九三九年に於ける加奈陀總輸出額は九億二千五百萬弗で全世界輸出國の第五位を占めて居る。軍需品の生産を第一とせねばならぬが、加奈陀産物の第三國向輸出も重要である。此の點に付ては商務省派遣の商務官が努力中である。

最近加奈陀の輸出貿易は内容、數量、方向に於て變化を生じ、且此の現象を繼續するであらう、即ち他國は諸種の原料を加奈陀に求める關係上、當國の輸出貿易は増加するであらう。然し一方、英帝國屬領内には輸入制限を加へた處もあるから、加奈陀製造業者は一層研究を重ねて外貨を獲得せねばならぬ。

戦時には物價が騰貴するものであるが、不當な昂騰を防ぐには、生産原價の急激な騰貴を統制するの必要があり、又生産品は合理的な價額で消費者に提供することを戦時經濟の方針とせねばならぬ。斯くしなくては一九一四年から一九一八年に亘つて起つた現象を繰返し、遂には戦後に來る不況、失業等に苦き經驗を嘗めるであらう。

物價統制は、更に貨銀統制を意味し、チェーンバレン首相の演説にもあつた如く、英國を始めとし、佛蘭西も貨銀に制限を加へインフレーションを防ぎつつあり、加奈陀政府も同じく之等諸國に倣ひ斯かる經濟現象を阻止す可く警戒中である。戦時に於ける物價昂騰の原因である貨銀増加及び之に伴ふ消費者の需要膨脹を或る程度に止める爲には、貨銀階級に貯金を獎勵し戦後の購買力保存に資することである。

戦費捻出の常識的方法は、適正な増税と借入の手加減にあつて、一般民衆及び國內事業に過重な負擔を課してはならぬ。

敵國側は宣傳に巧みで、あらゆる方法で後方擾亂に努力してゐる。加奈陀國內に對しても同様であつて、現在擾亂者は其の姿を隠して居るけれども、長期戦となると、彼等の再擡頭を見るやも知れないから、國民は注意を要する。

國家の全力統一は單に戦時のみに止まらず、戦後たりとも種々の問題解決上緊要事である。

昭和十五年九月十六日

加奈陀政府人絹及綿製ベツドスプレツド類輸入課税公定價格引上

(九月十六日着 在加、富井公使電報)

九月十四日附國稅省アブレザース・ブレチンを以て加奈陀政府は人絹及綿製ベツドスプレツド類加奈陀輸入の際に於ける課税公定價格を最低一対度に付四十八仙(以前は三十二仙)に引上げた旨を公表した。

尙九月十九日以前になされたもの及十一月十四日以前に現に加奈陀に向け輸送中のものに對しては、右新公定價格は之を適用しないことである。

昭和十五年十月十一日

加奈陀政府、銅の禁輸公表

(十月十日着 在加、松井代理公使電報)

加奈陀政府は九日開議後、英本國並に國內の需要充當の爲、爾今銅の外國向輸出パーミットも發給しないこととなつた旨を公表した。

役員異動

昭和一四、一一、二〇	評議員 就任	(東京海上火災保險株式會社社長)	鈴木 祥枝氏
同 二五	同 辭任	(元外務省通商局長)	松島 鹿夫氏
同 一五、二、八	同 就任	(外務省通商局長)	山本 熊一氏
同 三、一六	同 辭任	(前大阪商船株式會社東京支店長)	中川 幹太氏
同 八、二九	同 辭任	(大阪商船株式會社東京支店長)	香春 敏夫氏
同 同	同 辭任	(元商工省貿易局第一部長)	堀 義臣氏
同 同	同 就任	(商工省貿易局長官)	小島 新一氏
同 同	同 辭任	(元外務省通商局長)	山本 熊一氏
同 九、三	同 辭任	(元外務省通商局長)	水野 伊太郎氏
同 同	同 就任	(外務省通商局長)	



昭和一五、九、一七 評議員 辭任 (元外務省歐亞局長)  
 同 一〇、四 辭任 (元外務省亞米利加局第一課長)  
 同 一〇、七 就任 (外務省歐亞局長)  
 同 一〇、三〇 就任 (外務省亞米利加局第一課長)

會員異動

昭和一四、一、一五 退會 (株式會社山中商店)  
 同 二一 退會 (加奈陀公使館副商務官)  
 同 一五、二、一六 入會 (同 商務官)  
 同 同 入會 (同 副商務官)  
 同 同 入會 (同 三等書記官)  
 同 三、四 同 (加奈陀鹽魚事務所)  
 同 三、一五 同 (同)  
 同 六、四 同 (同)  
 同 七、二八 退會(逝去) (三菱商事株式會社常務取締役)  
 同 一〇、一二 同 (同 常任監查役)

原田 耕三氏  
 Mr. A. K. Donli  
 Mr. C. M. Croft  
 Mr. M. T. Stewart  
 Mr. H. F. Feaver  
 大日本航空株式會社  
 大出 竹次郎氏  
 日本柑橘北米輸出共販協會  
 日本石綿盤製造株式會社  
 寺田 席次郎氏  
 松井 清治郎氏

同 同 入會 (同)  
 同 同 入會 (同)  
 農産部長) 高橋 五郎氏  
 雜貨部長) 川村 晋次郎氏

昭和十四年度(第十回)決算報告 (自昭和十四年十一月十一日至昭和十五年十月三十一日)

收入

科	目	豫算額	決算額	摘要
會費	會費	一、〇二〇〇〇	一、一四〇〇〇	二十口(別明細表ノ通)
個人會費	個人會費	一四〇〇〇	二一〇〇〇	二十一口(同上)
預金	預金	一、一七五〇〇	二、二二六〇〇	特別當座分
小計	小計	一、一七五〇〇	一、三七二二六	
前年度繰越金	前年度繰越金	八五八六三	八五八六三	
合計	合計	二、〇三三六三	二、二二九八九	

支出

科	目	豫算額	決算額	摘要
會議費	會議費	二〇〇〇〇	五四七〇	第九回總會費







金貳百五拾圓  
 金百五拾圓  
 金貳拾圓  
 金貳拾圓  
 合計金壹千參百五拾圓也

五拾圓  
 參拾圓  
 貳拾圓  
 拾圓  
 個人會員  
 二十一口(退會原田耕三氏共)

昭和十五年度(第十一回)豫算案 (自昭和十五年十一月三十一日 至昭和十六年十月三十一日)

收		支	
科目	金額	科目	金額
會費	一、一四〇〇	會議費	二〇〇〇
社會費	二〇〇〇	待室費	三〇〇〇
個人會費	一、一五〇〇	印刷費	一〇〇〇
預金	一、三五〇〇	借費	一〇〇〇
小計	一、八〇七六	內譯	三〇〇〇
前年度繰越金	八〇七六	圖書費	二〇〇〇
		通信費	三〇〇〇
		消耗品費	五〇〇〇
		交際費	五〇〇〇
		雜費	二〇〇〇
		諸費	二〇〇〇
		合計	二、一六二六六

合		合	
計	金額	計	金額
二、一六二六六		二、一六二六六	
		諸費	五〇〇〇
		內譯	二〇〇〇
		雜費	二〇〇〇
		豫費	二〇〇〇
		合計	二、一六二六六

役員並會員名簿 (昭和十五年十月三十一日現在)

役員	會員
會長 貴族院議員	石谷芳郎
副會長 三井物產株式會社常務取締役	田中貞一
同 日清製粉株式會社社長	島村重
同 三菱商事株式會社社長	A 鳥村重
同 田村商會主	B 順
同 陸軍製絨廠囑託	C 順
理事 株式會社千代田組社長	朝吹常
同 元王子製紙株式會社社長	原銀次
同 元三井物產株式會社社長	上治兵
同 大阪商船株式會社東京支店長	春敏
同 臺灣拓殖株式會社社長	加藤平氏



同 同

商工省貿易局長官  
國際汽船株式會社社長  
日東製粉株式會社社長  
大倉商事株式會社社長  
外務省通商局長  
日本製粉株式會社專務取締役  
三井合名會社常務理事  
橫濱正金銀行頭取  
日本郵船株式會社社長  
外務省歐亞局長  
東京海上火災保險株式會社社長  
前特命全權大使  
渡邊經濟研究所長  
山下汽船株式會社社長  
外務省亞米利加局第一課長

通常會員

會費負擔會社  
金壹百圓

同 同

公爵  
小島新次郎氏  
黑川眞平氏  
松本三郎氏  
皆川伊三郎氏  
水野伊太郎氏  
中野村藤一氏  
南條金雄氏  
大谷保利氏  
大谷登賢氏  
阪本瑞男氏  
鈴木祥枝氏  
德川家正氏  
渡邊銚藏氏  
山下龜三郎氏  
吉田寬氏  
以上役員二十六名

金額並ABC順

株式會社千代田組  
三菱商事株式會社  
三井物產株式會社  
日本石綿製煉株式會社  
日本郵船株式會社

同  
金五拾圓  
金參拾圓  
金貳拾圓  
金拾圓

會費負擔個人

同 同

元王子製紙株式會社社長  
郡山合同銀行頭取  
株式會社明治屋社長  
株式會社兼松商店東京支店長  
近藤商店  
國際汽船株式會社社長

日清製粉株式會社  
丸石質易株式會社  
日本製粉株式會社  
東京海上火災保險株式會社  
山下汽船株式會社  
株式會社橫濱正金銀行  
淺野物產株式會社  
日東製粉株式會社  
大倉商事株式會社  
大阪商船株式會社  
株式會社鈴木木商店  
三菱製紙株式會社  
大日本航空株式會社  
日本柑橋北米輸出共販協會  
以上二十名

ABC順

藤原銀次郎氏  
橋本萬右衛門氏  
磯野長藏氏  
風間誠一氏  
近藤茂吉氏  
黑川新次郎氏







日加協會會則 (創立昭和五年十月)

- 第一條** 本會ハ日加協會 (The Japan-Canada Society) ト稱シ本部ヲ東京ニ置ク
- 第二條** 本會ハ日本及加奈陀兩國民ノ親善並ニ貿易ノ伸暢ヲ圖リ以テ共同ノ福利ヲ増進スルヲ目的トス
- 第三條** 本會ノ會員ハ通常會員及名譽會員ノ二種トス  
通常會員ハ會費トシテ年額金拾圓ヲ負擔ス但海外ニ在住スル者ハ會費ヲ納ムルヲ要セス  
通常會員ニシテ二人分以上ノ會費ヲ納ムル者ハ其納額ニ應シ會費ヲ負擔セサル通常會員ヲ入會セシムルコトヲ得  
通常會員タラントスル者ハ會員ノ紹介ヲ要ス  
名譽會員ハ評議員會ノ決議ヲ經テ會長之ヲ推薦ス
- 第四條** 本會ニ左ノ役員ヲ置ク
- |      |     |
|------|-----|
| 名譽會長 | 若干名 |
| 會長   | 一名  |
| 副會長  | 若干名 |
| 評議員  | 若干名 |
| 財務理事 | 一名  |
| 理事   | 一名  |
- 第五條** 役員ヲ定ムル手續左ノ如シ  
會長及名譽會長ハ總會ニ於テ推薦シ副會長、評議員、財務理事及理事ハ會長ノ指名ニ依リ之ヲ選任ス
- 役員ノ任務ハ二箇年トス但シ再選スルコトヲ得
- 第六條** 役員ノ任務左ノ如シ  
會長ハ本會ヲ統理ス會長事故アルトキハ副會長之ニ代ハル評議員ハ會務ヲ議決ス  
財務理事ハ本會ノ會計ヲ掌理ス  
理事ハ會務ヲ處理ス
- 第七條** 會長ハ必要ニ應シ書記ヲ囑託シ理事ヲ補佐セシムルコトアルヘシ
- 第八條** 本會ノ會合ハ左ノ如シ  
總會ハ毎年一回之ヲ開キ必要ノ場合ニハ會長ハ評議員會ノ決議ニ依リ臨時總會ヲ開クコトヲ得  
評議員會ハ必要アル毎ニ之ヲ開ク
- 第九條** 本會員ニシテ不都合ノ行爲アル者ハ評議員會ノ決議ニ依リ退會ヲ命スルコトアルヘシ
- 第十條** 滿一箇年引續キ會費ヲ納付セサル會員ハ其資格ヲ失フモノトス
- 第十一條** 本會則ハ會長ノ發議ニ依リ又ハ會員五分ノ一以上ノ發議ニ依リ總會ニ附議シ出席會員三分ノ二以上ノ賛成ヲ得ルニアラサレハ之ヲ改正スルコトヲ得ス

以上

The term of the officers shall be two years;  
They may be re-elected.

Article VI. The duties of the officers shall be as follows:—

The President shall preside over the Society. In case of the absence of the President, one of the Vice-Presidents shall act as President.

The Councillors shall decide the affairs of the Society.

The Honorary Treasurer shall control the financial affairs of the Society.

The Honorary Secretary shall transact the various affairs of the Society.

Article VII. The President may appoint a clerk to assist the Honorary Secretary, when required.

Article VIII. Meetings of the Society shall be as follows:—

(a) A General Meeting once a year, and Extraordinary General Meetings when deemed necessary by the President upon a resolution passed by the Council.

(b) Councillors' Meetings shall be held when deemed necessary by the President.

Article IX. Any member who is found undesirable shall lose his membership upon a resolution of the Councillor's meeting.

Article X. Any member who fails to pay annual dues shall lose his membership.

Article XI. An amendment of this Constitution shall be proposed either by the President or by more than one-fifth of the members, and must be approved by the votes of over two-thirds of the members present at a General Meeting.

THE JAPAN-CANADA SOCIETY,  
% THE NIHON KOGYO CLUB,  
MARUNOUCHI, TOKYO, JAPAN.



## Constitution of The Japan-Canada Society

(Established, Oct. 1930)

**Article I.** The name of the Society shall be the Japan-Canada Society. Its main office shall be in Tokyo.

**Article II.** The object of the Society shall be:—  
The promotion of friendly relations and of commercial activities between the peoples of Japan and Canada, for the purpose of fostering the common interests of both.

**Article III.** Members of the Society shall be:—  
Ordinary Members and  
Honorary Members.

Ordinary Members shall pay 10 yen each annually. Non-resident ordinary members shall be those not residing in Japan and shall pay no dues.

Ordinary Members who pay multifold annual dues may propose a number of candidates for membership in proportion to the sum paid in.

Candidates for ordinary membership must be proposed by a member or members of the Society.

Honorary Members shall be nominated by the President upon a resolution passed at a Councillors' meeting.

**Article IV.** Officers of the Society shall be as follows:—

- Honorary Presidents;
- One President;
- Several Vice-Presidents;
- A number of Councillors;
- One Honorary Treasurer and
- One Honorary Secretary.

**Article V.** Officers of the Society shall be elected in the following manner:—

- The President and Vice-Presidents, by a general meeting;
- The Councillors, Honorary Treasurer, and Honorary Secretary shall be nominated by the President;

昭和十五年十一月二十五日發行

編輯  
行輯  
人兼

印刷  
人

印刷  
所

東京市目黒區下目黒四丁目九四〇番地  
日加協會理事  
井 島 重 保

東京市麴町區永田町一丁目四番地  
小 林 又 七

陸軍省構内  
小 林 印 刷 所

東京市麴町區丸之内一丁目二番地

日本工業俱樂部内

發 行 所

日 加 協 會

電話丸之内 (23) 一五四六—一五五〇



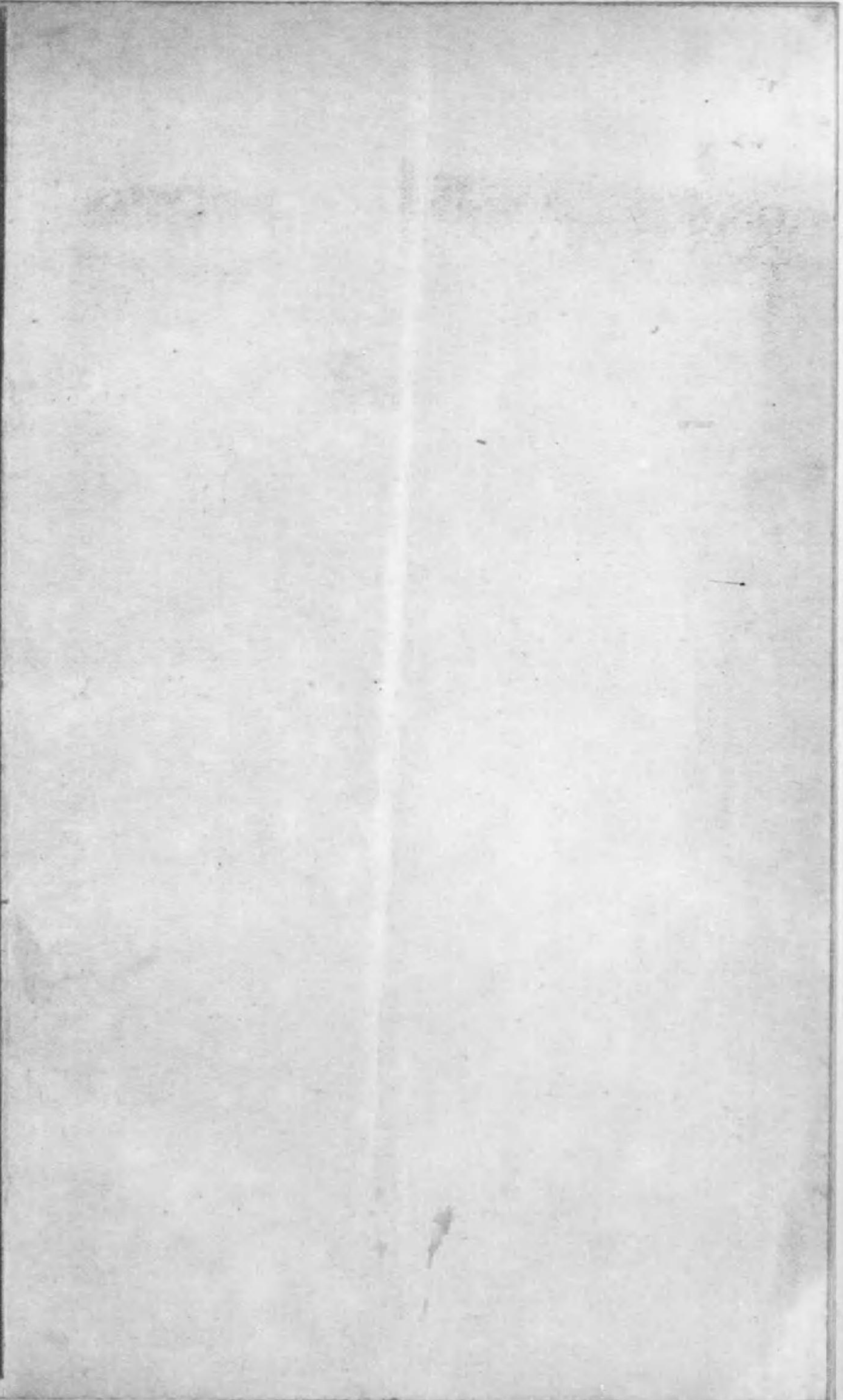
14.5  
498

製本控

14.5	函	498	號	年	月	日
旧加物会了念務報告第10回 昭和14年春						
冊						
備考						



14.5  
498





終